

「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成十五年法律第百二十六号）は、「近年、母子家庭の母の就業が一層困難となっていることにかんがみ、児童扶養手当支給制限措置が実施される平成二十年三月末までの間において、母子家庭の母に対する就業支援に関する特別の措置を講じようとするもの」として、時限立法とされていました。現在、この特措法は平成二十年三月末で失効したままの状態にあります。

近年、わが国の雇用情勢は、平成二十年秋の世界的な金融危機等の影響により、非常に悪化しており、母子家庭の母のハローワークへの求職申込件数が急増しています。もとより、母子家庭の母の常用雇用率は低く、その多くは臨時・パート等の低賃金で不安定な雇用形態にあり、経済状況の悪化により更に職を追われることが多く発生しているというのが現実です。しかしながらそもそも、母子家庭の母が置かれている特別の事情は、経済情勢が厳しい場合だけではなくいつの時代にも共通し、いつの時代にも母子家庭の母の就業は困難であることから、今後は新たに当該措置を恒久法とするものです。

母子家庭の母は、結婚・妊娠・出産・育児それぞれの場面において離職する機会が多くあります。結婚による夫の勤務及び赴任地の問題と転居、妊娠出産更には育児に伴う体調の変化や通院の発生その他諸雑務の著しい増大などは、一般的に多く生じることです。しかし、就業を中断せざるを得なかつたことにより就業に必要な知識・技能その他諸々の基盤を得る機会を十分に有して来なかつた等のことから、母子家庭となった後の新たな就業に際しては極めて不利な環境に置かれています。事業主側の母子家庭に対する理解不足や、現場の過度な選り好みや自己防衛などもあるというのは、社会の側の歪みとして残念な問題です。一般家庭では、必要となる負担の一部を夫婦で分担して行なうことが出来ても、子育てと就業とをひとりでこなさな



要 望 書

母子家庭の母等の取り巻く環境はさまざまですが、その置かれている環境の如何にかかわらず、すべての子どもたちは健やかに育てられなければなりません。昨今、社会・経済環境は悪化しており、その中でもハンディキャップを負った母子家庭等の置かれた立場ともなれば誠に厳しい状況です。母子家庭等が安心して子育てや就労・生活を営むことができるよう、今一度、必要な支援策の見直しや改正を実現されますよう、次のとおり要望します。

- 母子家庭の母は子育てと就業の両立が困難であること等、母子家庭の母が置かれている特別の事情に鑑み、平成20年3月末日で失効している母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の制定を要望します。
- 母子家庭等が自立するために、安定した就業と収入を得るための支援施策の充実を図ってください。
- 母子家庭等を支える制度である「児童扶養手当制度」の、一層の充実を図ってください。
- 母子家庭等が養育費を必ず取得できるよう、履行確保に向けて一層の法整備及び支援施策を講じてください。

以上

平成24年5月18日

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会
会長 吉村 マサ子

ければならない母子家庭の母にあっては、低賃金長時間労働になりがちな傾向に加えて、時間的制約・体力等の面でも子育てと就業との両立が困難となり、ひいては母子家庭の子の不利益につながる問題となっています。

収入・雇用の条件等でより良い就業を実現し、経済的に自立できることが、母本人にとっても子どもの成長にとっても重要です。よって、母子家庭の母の就業支援策の一層の拡充強化が求められます。全国母子寡婦福祉団体協議会においては、正副会長・理事をはじめ、全国の母子寡婦福祉団体の会長・理事長・事務局を中心に、法案の提出と成立に向けて、全国が一丸となって邁進してきました。この法案は、今国会に提出され、成立に向かう運びとなっております。

・母子世帯の約9割が生活を「苦しい」と感じている。

*平成22年国民生活基礎調査

・就業していない母子家庭の母の約8割が就職を希望している。

*平成18年度全国母子世帯等調査

・近年、ハローワークへの母子家庭の母の求職申込件数が、急増している。13万件(H16)→26万件(H22)

*厚生労働省職業安定局調べ

<母子家庭の就労と所得>

	一般家庭	父子家庭	母子家庭
平均収入	563万円	421万円	213万円
ひとり親になる以前	就業	98%	69%
	内常雇	75%	28%
	内非常雇	4%	51%
現状	内常雇	72%	42%
	内非常雇	6%	48%

※平成18年度全国母子世帯等調査のデータ

：無回答、その他、事業主を含まない

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案 概要

一 目的

この法律は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してなかつたこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とするものとする。

二 母子家庭の母の就業の支援に関する施策の充実

1 厚生労働大臣は、母子及び寡婦福祉法の基本方針について、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないものとする。

2 母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、自立促進計画について、基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母の安定した就業を確保するための支援に特别の配慮がなされたものとしなければならないものとする。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭の母の就業の促進を図るために措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した住宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに関する業務に従事する人材の養成及び賃貸の向上に留意しなければならないものとする。

三 民間事業者に対する協力の要請

国は、母子家庭の母が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母の優先雇用その他の母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

四 厚子福社團体等の受注機会の増大への努力

国及び独立行政法人等は、物品及び役務の調達に当たっては、母子福社團体等の受注の機会の増大を図るために、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福社團体等から物品及び役務を調達するよう努めなければならない。

五 地方公共団体等の努力

1 地方公共団体は、三及び四に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、物品及び役務の調達に当たっては、1に基づきその設立に係る地方公共団体が講ずる措置に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

六 財政上の措置等

国は、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

七 その他

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

2 その他所要の規定の整備を行ふものとする。

…「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」は、
(9月6日衆議院7日参議院において)可決成立されました。
「解散か、審議か、・・」混迷を極める政局の中で
『長年の請願活動が実を結びました』

<談話>

全母子協正副会長 吉村マサ子・上田厚子・鉄崎智嘉子
従来は時限立法で辛うじてつないで來ていたため不安定な支援施策だったのですが、今回の特措法で恒久法になったということで、長年の努力が報われた実感がしまして大変嬉しく思っております。これも、全国の会員をはじめとする母子家庭の母たちが、全国の組織をもって各地で請願活動を繰り広げてくださり、更には国の政情が不安定なかつてさえもお力添えくださった議員の方々のご理解とご支援あっての賜であると思います。これにより、国のはうも今まで以上に対応していただけるよう期待できますし、母子家庭のお母様たちもこれを機に気持ちを強く持って頑張っていってくれる良いですね。

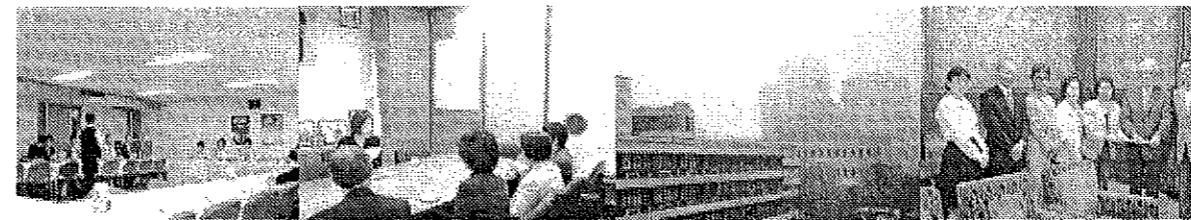
今回も、全国の会長さん・理事長さん・事務局さんたちが、地元の議員の先生を訪問されたり、全母子協の理事の方々が東京へ何度も足を運んで議員会館を訪問し、待機する全母子協事務局へは秘書の方達から10分毎に来所時刻の確認電話が鳴り、国会に要望書を提出する日も前日になって決まるなど、「明日東京へ集合」というようなめまぐるしい追い込みでした。時限立法が切れる直前からずっと働きかけてきて、長年をかけてやっと成立出来たと感慨もひとしおです。

揺れ動く政局のはざまで、明日にも審議がストップするのではないかという状況にあって、我が事のように心を碎いて推進してくださった、自民党議連会長の永岡桂子先生をはじめ、ご協力くださった各党の先生方、本当にありがとうございました。

従前と比較した今回の新たなポイント▶

恒久法になった点

優先雇用が入った点



(写真の一部を掲載)…自民党厚生労働部会・議員会館にて・雪の国会議事堂・国会議事堂にて・宮沢先生永岡先生と共に
***母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の全文及び概要是、全母子協HPをご参照ください。



『自民党議連懇談会』

平成24年5月18日自民党本部において、議連懇談会が実施されました。全国からお集まりになつた会長・理事長を中心に、母子部長・事務局の方々の姿も見受けられました。今回は、『母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法』についての要望をはじめ、全国から寄せられまとめられた要望書が吉村会長及び京都府眞鍋母子部長からそれぞれ読み上げられ、自民党永岡桂子議員の手に提出されました。